

令和 9 年度
県知事要望

令和 8 年 8 月

松 江 市

政 第 1 6 5 号

令和 8 年 8 月 7 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

松江市長 上 定 昭 仁

令和 9 年度 県知事要望につきまして

平素より、松江市政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、中海・宍道湖・大山圏域の中核都市として、島根県ならびに山陰をリードすべく、地方創生のための取組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

人口減少、少子高齢化といった構造的課題に加え、長引くエネルギー価格の高騰による実質賃金の停滞や、中東情勢の不安定化に伴う原材料費の高騰・供給不足など、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、島根県とのより一層緊密な連携のもと、この難局を着実に乗り越え、持続可能な地域の発展につなげていけるものと確信しております。

つきましては、本市が、島根県に連携・協力をお願いしたい重点事項を要望させていただきますので、ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

重点要望事項一覧

番号	項 目	頁	区分
1	地域経済の回復対策について	1	継続
2	公共交通の担い手確保ならびに安定運行に必要な石油製品供給への対応について	2	継続
3	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について	3	継続
4	中海海域における下痢性貝毒の対応について	4	新規
5	横断歩道等の交通安全にかかる道路標示の修繕について	5	新規
6	観光誘客対策の実施について	6	継続
7	浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について	8	継続
8	土地利用制度（区域区分）の見直しについて	10	継続
9	「半島防災」の充実強化について	11	継続
10	持続可能な地域社会の確立に向けた広域連携と企業の地方への進出促進について	12	継続
11	航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について	13	継続
12	原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について	14	継続
13	文化財行政の推進にかかる財政支援について	17	継続
14	松江城の世界文化遺産登録に向けた取組みへの協力について	18	継続
15	小・中学校等における常勤教職員の確実な配置について	19	継続
16	「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について	20	継続
17	中心市街地のまちづくりの推進、大橋川改修及び関連事業について	22	継続
18	高速道路網の早期整備について	24	継続
19	都市基盤整備及び農林水産基盤整備にかかる重要施策について	26	継続

1. 地域経済の回復対策について

【要望事項】

不安定な世界情勢や円安などの要因によりエネルギー価格や物価が高騰し、それに伴う実質賃金の停滞が地域経済の回復に暗い影を落としている。また、昨今の中東情勢の不安定化に伴う原材料費等の増嵩に加え、原材料の品薄により入手が困難となるといった供給面の制約も生じており、市内事業者に幅広く影響を及ぼしている。

島根県においては、こうした状況を踏まえていただき、持続可能な地域社会の構築に向けて本市と緊密に連携のうえ適切に役割を分担し、迅速かつ効果的に地域経済の活性化策を講じるよう要望する。

【要望背景】

山陰の景気は緩やかな回復傾向にあるとされる一方で、実質賃金（年平均）は4年連続でマイナスとなり、食料品や電気・ガス・ガソリンの価格など、市民生活に直結するコストは高止まっています。

また、昨今の中東情勢の不安定化に伴う原油価格の上昇により、原材料費等の増嵩に加え、ナフサをはじめとする原材料の品薄により必要物資の入手が困難となるといった供給面の制約も生じており、市内事業者に幅広く影響を及ぼしています。

こうした中、地域経済の回復と持続可能なまちづくりを推進するためには、地域の実情・実態を把握する本市と島根県が連携し、必要な支援に取り組むことが必要です。

つきましては、島根県におかれましては、本市との適切な役割分担のもとで、物価高騰をはじめとする喫緊の課題に対して効果的な支援を講じられるよう、引き続き緊密に連携していただくことを要望いたします。

2. 公共交通の担い手確保ならびに安定運行に必要な石油製品供給への対応について

【要望事項】

島根県では、令和7年度より、運転士確保に取り組む交通事業者を支援する「地域生活交通の担い手確保促進事業」を創設するなど、公共交通の担い手確保に向けて尽力されている。引き続き、市町村と連携し支援策を継続するとともに、十分な予算措置を講じるよう要望する。

また、昨今の中東情勢の不安定化に伴い、全国の路線バス事業者が石油製品の調達に苦慮しており、路線バスの運休などによって国民生活に支障をきたしかねない状況となっている。本市も例外ではなく、松江市交通局や一畑バス株式会社では、燃料の供給不安に加え、エンジンオイルや、板金修理に使用する塗料の供給不足についても顕在化しつつあり、先の見通せない状況が続いている。

これらを踏まえて、島根県においては、路線バス事業者に対する石油製品の安定供給に向けて、国に対し早急に対応を求めるよう要望する。

【要望背景】

本市においても、「2024年問題」、いわゆる運転士の働き方改革に伴う運転士不足に起因する路線バスの減便や路線廃止などの課題が顕在化しています。

具体的には、松江市交通局では令和6年4月1日に減便を伴うダイヤ改正を実施し、令和6年10月1日には一畑バスが3路線の廃止と1路線の縮小及び最終便の繰り上げ運行などを実施しています。

そうした中、市内バス路線の維持に向けて、令和8年4月に松江市交通局と一畑バス株式会社が「松江地区乗合バス事業共同運行計画 ACTION PLAN 2026」を策定し、一部路線で共同運行や等間隔ダイヤを導入するなど、利便性を維持したまま、効率的な路線バス運行を実現する路線の再編を進めています。さらに、市街地ゾーン均一運賃の導入に合わせた運賃改定、通学フリー定期券など各種サービスの共通化によって、車両や運転士など限られたリソースを有効活用することで、バス路線の効率化や利便性向上を図り収益性を高めるといった、より実効性の高い運行を開始したところです。

一方で、昨今の中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡封鎖などにより、日本への原油供給が不安定となっており、全国の路線バス事業者同様、松江市交通局では、月単位の軽油調達にかかる入札に対して応札する業者がなく、随意契約による小口調達に切り替えて対応しており、一畑バス株式会社についても、軽油供給元の事業者が限定されるなど、先の見通せない状況が続いています。また、エンジンオイルや板金修理に使用する塗料の供給不安についても顕在化しつつあり、路線バスの安定運行に支障が生じるおそれがあります。

公共交通サービスを安定的に運行していくため、軽油やエンジンオイル、塗料など石油製品の供給は不可欠であることから、島根県においては、市町村と連携のもと、路線バス事業者への石油製品の安定供給について、国に対して強く求めるよう要望します。

3.「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について

【要望事項】

原子力発電施設等立地地域の振興を図るため、立地地域の拡大に見合った予算の拡充や、対象事業の拡大、補助率の嵩上げ等、特別措置法の制度拡充について、国へ要請するよう要望する。

【要望背景】

令和7年12月に、「原子力発電施設等立地地域の指定及び振興計画の決定について」（平成13年5月事務次官決定）が改正され、指定対象地域が、原子力災害対策重点区域（原子力発電所から概ね半径30kmの範囲）をその行政区域内に有する基礎自治体に拡大されたことから、現在、立地地域の変更や「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の変更のための手続きが進められています。

一方で、本市全域で原子力防災対策を着実に推進するには、立地地域の拡大に見合った予算の拡充が不可欠であるため、島根県において、引き続き国へ要請していただくよう要望します。

併せて、本特別措置法の対象事業拡大や補助率の嵩上げなどの制度拡充についても、引き続き国への要請を要望します。

4. 中海海域における下痢性貝毒の対応について

【要望事項】

中海海域における下痢性貝毒の原因とされる貝毒プランクトンの発生について、その原因究明を図るよう要望する。

また、原因究明に至るまでの間、中海漁協におけるサルボウガイ養殖事業への支援を継続するよう要望する。

【要望背景】

サルボウガイは「赤貝」と呼ばれ、昔から全国で親しまれている伝統食材であり、産地である本市において、絶やすことなく次代に受け継いでいかななくてはならないと考えています。なお、令和7年3月に、鳥取県・島根県が策定した「中海に係る湖沼水質保全計画（第8期）」においても、「サルボウガイ等の水産資源の維持増大と利活用を推進する」旨が明記されています。

しかしながら、令和7年12月10日に中海において初めて、下痢性貝毒の計測値が基準値を上回り、サルボウガイの出荷が自主規制されることとなりました。

その後、令和8年1月7日に基準値を下回ったことから、出荷の自主規制が解除され、サルボウガイが出荷されたものの、同1月16日に再び基準値を上回ったことから、出荷済サルボウガイの自主回収と、出荷の自主規制が行われました。

＜参考＞直近3か年の出荷高概算：令和5年度（6.8t・20,400千円）、令和6年度（5.7t・17,100千円）、令和7年度（2.9t・8,700千円）

漁業者は、サルボウガイ養殖を行うにあたり、今後も基準値を上回った場合の回収や出荷停止などに不安を抱えており、中海漁協においては、廃業を考慮しておられる漁業者もあります。また、計測値を基準値以内に抑えられるように養殖方法を工夫したいとの声もあるため、島根県におかれては、引き続き原因究明に取り組んでいただきますようお願いします。

また、現状原因究明には至っていない中で、サルボウガイ養殖の廃業を防ぎ、今後とも安定的な経営を継続するために必要な支援として、令和7年度補正予算により、サルボウガイ養殖用資材の購入補助事業（総事業費1,000万円、県1/2負担、松江市・安来市1/8負担）を、島根県・安来市と協調して行っているところです。今後も、サルボウガイ養殖を安定的に継続していくために、同様の支援を継続していただくよう要望します。

5. 横断歩道等の交通安全にかかる道路標示の修繕について

【要望事項】

安全な交通環境を確保するため、摩耗等により視認性が低下している横断歩道等の道路標示について、必要な予算を確保し迅速に補修を実施するよう要望する。

【要望背景】

道路標識などの交通安全施設を適切に維持・管理することは、市民の皆様の安心できる安全な暮らしを守るうえできわめて重要です。これまで、市内各地区から本市に提出される交通安全施設要望や通学路安全点検を通じて寄せられた、横断歩道等の交通安全に関わる道路標示の修繕に対する要望については、速やかに対応していただくことを窓口である松江警察署に要望させていただいております。

また、本市の交通安全施設の現況と修繕対応の必要性に関して、令和 8 年 3 月に市長から島根県警本部長に直接お伝えしており、島根県警察本部では、標示等を含む道路状況を調査したうえで、今年度当初予算を増額しさらに補正予算も組んで、安全対策に向けた体制の強化を図られているものと認識しています。

安全な交通環境の確保につきましては、本市としても、市内各地区の交通安全対策協議会が日常的に行っている地域パトロールや危険箇所にかかる情報共有、住民の皆様への啓発などの取組みを積極的に支援するとともに、登下校時に児童・生徒の安全を確保するための交通指導員による交差点での見守りなど、地域に密着した交通安全活動に力を入れています。

今後もこうした活動が継続的かつ効果的に実施されるよう、関係団体との連携強化や必要な支援体制の整備などをできる限り速やかに進めてまいりますので、島根県におかれても、道路標示の修繕が必要な箇所について適切な対応をお願いします。

6. 観光誘客対策の実施について

【要望事項】

インバウンド需要や観光消費の多くが大都市圏に集中し、地方への誘客が喫緊の課題となっている中、島根県、松江市が観光客に選ばれるためには、知名度・ブランド力の向上はもとより、地域固有の魅力や唯一無二の観光資源にさらに磨きをかけ、観光誘客対策をより一層強化することが求められることから、次のとおり要望する。

- (1) 年間約 40 万人が訪れる松江観光のシンボル・国宝松江城天守の「令和の大修理」が令和 9 年度からスタートする。本市では修理期間中、天守へ登閣できない期間を最小限にとどめるとともに、修理期間中にしか体験できない保存修理現場の見学会を開催するなど、観光客が途切れることのないよう誘客に取り組むこととしている。

こうした中、島根県においても、修理期間中に観光客離れが生じないよう、効果的な情報発信及び積極的な誘客プロモーションに本市と連携して取り組むこと。

また、連続テレビ小説「ばけげん」の放送終了後も、その効果が一過性にとどまらないよう、出雲市や隠岐郡など、県内にある小泉八雲ゆかりの地を結んだ広域周遊観光の促進に向け、周遊企画や誘客プロモーションなどに引き続き関係市町村と連携して取り組むこと。併せて、隠岐航路で続いている減便の状況を解消し、利便性を確保するための取組みを進めること。

- (2) 国内航空路線については、本市への観光誘客のみならず、インバウンドの広域周遊を促進する観点からも重要である。

地方都市同士を結ぶ重要航路である FDA 便の利用促進に向けた、就航地での効果的なプロモーションや閑散期対策に加えて、訪日外国人が多く滞在する札幌（新千歳）から、例年 8 月に JAL が就航する出雲直行便の定期化に向けて、引き続き 21 世紀出雲空港整備利用促進協議会や市町村と連携して取り組むこと。

また、出雲縁結び空港への国際航空路線の就航は、地域経済の活性化の起爆剤となることが期待されることから、特に、観光需要が落ち込む冬期にも訪日旅行需要の高い台湾・韓国との航空路線開設に向けて、航空会社への積極的な働きかけを行うこと。

- (3) 次回令和 11 年に開催予定の「ホーランエンヤ」は、10 年に一度、約 100 隻の船が大橋川と意宇川を舞台に繰り広げる「水の都・松江」を象徴する国内最大級の船神事であり、令和 3 年 3 月 11 日に文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択され、国の重要無形民俗文化財指定を目的に準備から本番まで調査を行うことになっている。

神事の円滑な催行にあたり、大小の船から成る船団の航行に支障が生じないよう、大橋川や意宇川において適切な浚せつ等により航路を確保すること。

特に、意宇川は、大雨時に河川氾濫の危険があることも踏まえ、川底に堆積した土砂を適切に浚せつし、船団が船底を接触させることがないよう、安全対策に取り組むこと。

また、大橋川では、今後予定される新大橋の整備事業によって、船団の航行等に

支障が生じないように、必要な安全対策を実施すること。

【要望背景】

- (1) 国宝松江城天守については、およそ 70 年ぶりの「令和の大修理」に向けた実施設計に取り組んでおり、令和 9 年度から約 3 年 7 ヶ月にわたる修理工事に着手する予定です。本市では、当該工事中、天守に登閣できない期間を最少化するとともに、修理期間にしか体験できない現場の見学会を開催するなど、国宝松江城から観光客離れが生じないように努めてまいります。

島根県においても、効果的な情報発信及び積極的な誘客プロモーションに協力していただくことを要望します。

また、今年 3 月末まで放送された NHK の連続テレビ小説「ばけばけ」によって、島根県・松江市の魅力が全国に広く発信され、小泉八雲・セツゆかりの施設を中心に多くの観光客が訪れています。令和 7 年の本市観光動態調査では、入込客数は前年比 9% 増の 951 万人、宿泊客数は同 1% 増の 180 万人となりました。「小泉八雲記念館」の入館者数は前年比約 1.7 倍、「小泉八雲旧居」は約 1.6 倍と大幅な増加を見えています。

「アフターばけばけ」の今年度は、5 月 17 日に「ばけばけ」ドラマ館を市役所 1 階にオープンするなど、「小泉八雲とセツが出会ったまち・松江」のブランディングにさらに注力してまいります。

ドラマによる誘客効果を最大限活用し、引き続き多くの観光客に訪れていただくため、島根県におかれましては、今後とも本市との連携により、効果的な誘客施策を進めていただくことを要望します。

- (2) 都道府県別の外国人延べ宿泊者数に関して、北海道は、東京都、大阪府、京都府に次いで第 4 位の 1,281.6 万人泊（令和 7 年速報値）を記録し、国内有数のインバウンド集積地となっています。出雲縁結び空港との間に定期便が就航する福岡県や愛知県に加えて、北海道から戦略的に外国人誘客を図るためには、航空路線の充実・強化が必要であり、インバウンド受入拡大の観点から、毎年 8 月に運航される札幌（新千歳）・出雲間直行便を定期便化する意義は大きいものと捉えています。

また、本市に物理的距離の近い台湾・韓国では、1～2 月に旧正月に伴うまとまった連続休暇があり、海外旅行も活発化します。本市としても、当該期間中の旅行需要を取り込むことが閑散期対策になるものと期待しており、今後も安定的な訪日ニーズが見込まれる市場として、台湾・韓国からの観光誘客に力を尽くしてまいります。

こうした状況を踏まえて、航空路線の開設に向けた、島根県の積極的な関与を要望します。

- (3) 10 年に一度執り行われる「ホーランエンヤ」は日本三大船神事のひとつとして、約 370 年の歴史を持ち、絢爛豪華な船行列や華麗な櫓伝馬踊りは松江市の貴重な財産です。

この伝統と歴史のある神事を安心・安全に執り行うには、会場となる大橋川・意宇川において、100 隻以上の櫓伝馬船が安全に航行できる環境の確保が必須となります。

島根県には、そのために必要な安全対策、浚せつ等に取り組んでいただくことを要望します。

7. 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について

【要望事項】

- (1) 地盤の低い黒田町・春日町地域は、これまでに幾度となく豪雨による床上・床下浸水の被害を受けているところ、本市では、令和7年5月に島根県が公表した「松江市街地緊急浸水対策」に位置付けた、堀川の事前放流、比津川流域のため池・調整池の有効利用について、令和7年度から検討に着手している。一方で、抜本的な解決を図るための浸水対策が必要であり、本市市街地における河川改修や雨水排水施設整備などのハード対策、防災活動体制の整備などのソフト対策を盛り込んだ「松江市街地治水計画」に基づき、島根県において、中川・北田川・四十間堀川・比津川など県管理河川の氾濫対策を着実に進めていただくよう要望する。
- (2) 浸水被害の未然防止を図るため、引き続き、県管理河川における樹木の伐採、堆積土砂の撤去など、維持管理の充実に取り組んでいただくことを要望する。
- (3) 土砂災害警戒区域が多い本市の地域特性に鑑み、土砂災害を確実に防止するため、砂防事業の予算を確保し、適切に実施していただくよう要望する。
- (4) 近年の集中豪雨による水害が頻発していることを踏まえ、台風や大雨の際には、河川氾濫や土砂災害を警戒し速やかに避難することが求められる。その準備に資するハザードマップは、自然災害のリスクを視覚的に理解し、適切な避難行動をとるための重要なツールであるが、視覚障がい者においてもその内容を理解できるよう、地図面の情報を音声で提供する「耳で聞くハザードマップ」のサービス導入について検討を行うこと。

【要望背景】

- (1) 近年、全国各地で記録的な豪雨が発生し、住宅浸水や土砂崩れによる深刻な被害が生じています。本市においても、令和5年7月、令和6年7月の豪雨により、市街地中心部の河川・水路が氾濫し、道路の冠水による車両の水没や家屋の浸水など、大きな被害を受けました。特に、市街地の住宅密集地では、地形的な特性を踏まえたきめ細やかな内水対策が必要であり、島根県において、抜本的な解決を図るための河川改修などの対策をさらに推進していただくことを要望します。
- (2) 令和3年7月4日～13日、令和6年7月9日には、梅雨前線豪雨によって、県管理河川の意宇川が避難判断水位を超過したため、本市は、周辺地域住民に避難指示を発令しました。意宇川のように急峻な地勢や曲線箇所のある中小河川では、堆積した土砂が河川の水流を阻害することにより浸水被害を引き起こします。集中豪雨によって急激な水位上昇が起こった場合には、堤防の決壊などによって沿川住宅地に甚大な被害が生じかねないことから、樹木の伐採、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に努めていただくよう要望します。
- (3) 島根県は、土砂災害警戒区域の指定数が32,209箇所と全国の都道府県で3番目に多く、このうち約1割に当たる3,356箇所が本市に存します。近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が相次ぎ、これらに起因する土砂災害も発生しているため、必

要な砂防予算を確保していただくことを要望します。

- (4)「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の第 12 条では、「障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること」とされています。

ハザードマップによって提供される、安心・安全を確保するための情報は、誰もが容易にアクセスできるものであるべきところ、「耳で聞くハザードマップ」サービスは、都道府県・政令指定都市が利用契約の主体（対象自治体）となっており、島根県において、その導入に向けた検討を行うことを要望します。

なお、全国の都道府県のうち、当該サービスを導入しているのは、令和 7 年 10 月時点では 9 都県であったのが、令和 8 年 6 月現在では 4 割に当たる 20 都道県となっており、全国で積極的に導入されている状況にあることを申し添えます。

8. 土地利用制度（区域区分）の見直しについて

【要望事項】

本市では、「市域内のバランスのとれた発展」を目指し、「松江圏都市計画区域」における「線引き制度」に依らない新たな土地利用制度の運用に向け、具体的な制度設計を進めている。

現在進められている「松江圏都市計画区域区分専門小委員会」での議論を今年度中に完了し、可及的速やかに現行の土地利用制度の見直しが実現するよう要望する。

【要望背景】

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、「将来のまちのかたち」として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築による「市域内のバランスのとれた発展」を目指しています。これを踏まえ、本市は令和5年2月に、区域区分制度（いわゆる「線引き制度」）に依らない新たな土地利用制度の構築に向けて検討を行うことを表明し、現在、新制度移行に向けた準備を鋭意進めています。

令和5年度には、市民および事業者を対象とした説明会や市民向けのシンポジウムを開催し、令和6年度には、用途地域外（いわゆる「用途白地」）における制限手法など制度設計の検討を進めるとともに、国が示す「都市計画運用指針」との整合性について確認しました。

また、「松江圏都市計画区域」を構成する安来市が、令和7年6月に「線引き制度」を維持する方針を公表されたことから、島根県においては両市の意向に基づき、都市計画区域の分割・再編の検討を進められるものと理解しております。

さらに、令和7年度には、島根県都市計画審議会において区域区分の可否を議論する「松江圏都市計画区域区分専門小委員会」を設置され、今年度末に結論を出す予定として議論が行われています。

以上の状況を踏まえ、土地利用制度の早期見直しが実現するよう、島根県におかれては、引き続き本市とともに検討を進めていただきますよう要望します。

9.「半島防災」の充実強化について

【要望事項】

半島地域は、三方を海に囲まれるといった地理的な制約を抱えており、地震・津波をはじめとする自然災害が発生した際には、避難や食料・物資の供給などに多大な困難を伴う。

島根県においては、能登半島地震の教訓を踏まえ、「島根半島震災対策事業」や半島部での孤立地区の発生を想定した住民救助訓練などに取り組まれているが、「半島防災」のさらなる充実・強化のため、本市と島根県が緊密に連携し一体となって対策を講じる必要がある。

半島地域の集落は、災害時に道路が寸断されることで食料・物資の供給が滞る可能性が否めないため、島根県地域防災計画に基づき分散備蓄の推進を図るべく、避難生活に必要な小型発電機、トイレ用凝固剤等の災害救助用物資・資機材・生活必需品の確保及びその保管場所の整備などにかかる支援策を講じること。

【要望背景】

令和6年1月に「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県の半島部を中心に甚大な被害が発生しました。

この被害状況を踏まえ、島根半島の事前防災を強化するため、大規模災害時に物資供給が滞る可能性のある半島沿岸地域において、集落での避難生活に必要な小型発電機、トイレ用凝固剤など災害救助用物資・資機材・生活必需品を確保し、その保管場所を整備するといった対策を支援していただきますよう要望します。

10. 持続可能な地域社会の確立に向けた広域連携と企業の地方への進出促進について

【要望事項】

人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会を確立するためには、本市を含む中海・宍道湖・大山圏域が一体となって、その魅力を高めていくことが不可欠である。

島根県においては、鳥取県と連携して、圏域市長会の取組みをより一層支援していただくことを要望する。

また、テレワークをはじめとする多様な働き方が全国に広がる中、ワーケーションを契機としたサテライトオフィスの開設や、企業の地方への進出・移転などについて、島根県と本市が一体となって取り組むよう要望する。

【要望背景】

本市は、島根・鳥取両県の4市とともに「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を組織し、圏域内商工会議所を中心とする「中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会」とともに、広域的に施策を展開しています。本圏域がさらなる発展を遂げることが、島根・鳥取両県の人口減少や少子高齢化に歯止めをかけ、持続可能な地域社会を築くことにつながります。台湾やインドといった諸外国とのビジネス連携、広域的なU・Iターンの促進、「中海・宍道湖8の字ルート」を含む交通アクセスの向上など、圏域市長会の取組みについて、島根県におかれましては、鳥取県と連携のうえ、より一層ご支援いただきますよう要望します。

また、リモートワークやウェブ会議システムの普及により、首都圏から地方へ本社を移転する企業の動きが見られるほか、場所を選ばない働き方への就業ニーズが強くなっています。本市では、豊かな自然景観、歴史的なまちなみ、唯一無二の伝統・文化、プロスポーツチームの拠点立地といったユニークな魅力に着目した、「松江式ワーケーション」を推進しており、移住・定住へとつなげるために、島根県と本市が一体となって取り組むことを要望します。

11. 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について

【要望事項】

自衛隊美保飛行場をベースとする自衛隊機の訓練飛行空域に、松江市八束町のほぼ全域が含まれている。

本市は、基地等の所在地である境港市、米子市と等しく、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」へ指定されること、ならびに防衛施設周辺等の生活環境を維持・改善するため、「民生安定事業」の補助対象を本市八束町が要望する小型消防ポンプ車、義務教育学校八束学園体育館のエアコン設置にも拡充することについて、防衛省に対して要望しているが、いまだ認められていない。

島根県においても、現行制度の積極的な見直しについて、本市と足並みを揃えて国に対して要請していただくことを要望する。

【要望背景】

昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保飛行場に配備されて以来、本市八束町のほぼ全域が、大型輸送機パイロット育成のための訓練飛行空域に指定されています。

C-2 型輸送機の導入に際して、平成 24 年 6 月に、本市から防衛省に対して、「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について（要望）」を提出・要望しましたが、現行制度上、「特定防衛施設関連市町村」への指定は困難であるとの回答を受けており、いまだ要望内容は実現しておりません。

一方で、平成 29 年 3 月から令和 8 年 6 月までの間、航空自衛隊輸送機(C-2)10 機、空中給油・輸送機(KC-46A)6 機、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプター(CH-47JA)2 機が配備されています。

さらに、令和 7 年 2 月には、防衛省から島根県を通じて、空中給油・輸送機(KC-46A)4 機の追加配備について協議の申入れを受けました。これについて、令和 7 年 9 月に本市から島根県に対して、より一層の安全運航・騒音対策、保管設備の管理体制の万全化に加えて、「特定防衛施設関連市町村」への指定に関して現行制度を見直すべく国に対して働きかけを行うよう意見を付して、当該追加配備を了承した経緯があることを申し添えます。

12. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

【要望事項】

1. 市民の安心・安全を確保するため、国に対して、下記について要請するよう要望する。
 - (1) 原子力発電所における使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分については、従来より積極的な問題解決を要望しているが、住民の不安払拭や島根原子力発電所1号機の廃止措置の円滑化のため、国主導により早期に発電所敷地外に搬出されるよう、早急に取り組むこと。
 - (2) 原子力災害対応は国が主導的な役割を担うことから、島根県と本市が実施している原子力災害対策の実効性向上の取組みに対して、省庁の枠組みを超えた推進体制を構築するとともに、最大限の支援を行うこと。また、地震や津波との複合災害など不測の事態において、実動組織から円滑な支援が得られるよう関係機関との連携を強化すること。
 - (3) 発電所周辺住民の円滑な避難には、近隣地域や避難先の地域住民の理解と適切な行動が重要であるため、放射線被ばくのリスクを踏まえた段階的避難の考え方や屋内退避の効果、一時的な外出をはじめ住民生活を支える民間事業者の継続的な活動が可能であることなど、運用について広く理解され、冷静かつ適切な対処ができるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。
 - (4) 島根県中西部への避難用道路となる、山陰自動車道の早期開通を実現すること。
 - (5) 島根原子力発電所にかかる適合性確認審査及び原子力規制検査においては、市民の安心・安全を確保する観点から、設備面のみならず、組織体制・人員・手順・教育・訓練といったソフト面の対応に関しても、厳格な審査及び検査・監視を行うとともに、審査結果等を本市及び市民に対して丁寧に説明すること。
 - (6) 武力攻撃、テロに対する原子力発電所の防護対策について再検証し、防護対策の強化に不断に取り組むこと。また、自衛隊や海上保安庁、警察組織等の拡充を図り、防護対策を強化すること。
2. 島根県においても、下記の取組みを実施されるよう要望する。
 - (1) 原子力災害対策の実効性向上に引き続き取り組むこと。また、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、段階的な避難などのルールについて県民の理解を促進するとともに、避難先自治体と緊密な連携を図るなど、原子力防災体制の充実・強化に取り組むこと。
 - (2) 避難手段や要配慮者の避難誘導體制の確保など、本市だけでは対応できない課題の解決に努めること。
 - (3) 安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力災害医療を所管する島根県において未配布者への配布促進に取り組むこと。
 - (4) 原子力災害時の避難道路となる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に実施すること。

- (5) 原子力災害時には、自家用車での避難が想定されるため、避難退域時検査による混雑状況等も想定したうえで、島根県警察本部等関係機関と協力して、避難経路の渋滞緩和対策を講じること。
- (6) 避難退域時検査については、要員の確保や資機材などの充実化を図るとともに、要員の訓練や研修を定期的に行い、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ること。
- (7) 避難時に必要となる、食料・飲料水、救護、トイレ等の支援について、住民に提供できる施設の周知方法、物資等の供給体制・対応手順などを具体化するとともに、支援施設の運営事業者に対してあらかじめ必要な意識啓発を行い認識の共有化を図ること。

【要望背景】

住民の安心・安全を確保したうえで、島根原子力発電所 1 号機の円滑な廃止措置を進めるために、使用済燃料や放射性廃棄物が早期に発電所敷地外に搬出することが望まれ、処理・処分に関する課題の解決について、国に対して求め続けていく必要があります。

地震や津波との複合災害への対応については、原子力災害の特殊性を考慮したうえで、自然災害対応との連携を強化することが重要となります。ついでには、平時より省庁の枠組みを超えた推進体制が整備され、また不測の事態においては、実動組織による支援が必要となることを前提に、能登半島地震での対応などを踏まえて、円滑な支援がなされるよう、関係機関との連携が求められます。

発電所に近い住民の避難を円滑に進めるためには、周辺自治体や避難先自治体と緊密な連携を図り、その理解と協力が得ることが不可欠です。

原子力発電所に対する武力攻撃やテロに対しては、国において、現行の原子炉等規制法に基づく対策や国民保護法に基づく対処方針の内容などについて検証を重ね、必要な対策を講じる必要があります。

安定ヨウ素剤については、令和 5 年度から薬局での事前配布が実施されたことで、その配布にかかる市民の負担軽減が図られましたが、特に PAZ（発電所から概ね 5km 圏内）及び 40 歳以下の未配布者への配布促進につながる制度設計や取組みが、引き続き求められています。

原子力災害対策指針の改正等により、屋内退避の指示が出ている間も一時的な外出が可能とされるとともに、屋内退避中の住民生活を支える民間事業者についても、継続的な活動が可能とされていますが、これら屋内退避の具体的な考え方や運用について、住民のみならず民間事業者に対しても十分な周知を図り、理解醸成に取り組む必要があります。

複合災害も想定して、避難道路（歩道を含む）の整備や橋梁の耐震化などについても、早急に実施することが必要です。

市民の避難先として、島根県中西部、広島県東部、岡山県西部を指定していますが、自家用車での避難が想定される中で、当該地域への有効な避難経路となるべき山陰自動車道、尾道松江線はもとより、国道 9 号及び国道 54 号などにおける交通渋滞の発生が予想されます。特に、避難退域時検査については、複数の候補施設が設定されているものの、避難車両の集中による混雑や滞留を想定したうえで、島根県警察本部など関係機関

と連携し、交通誘導や交通規制をはじめ避難経路全体を見据えた渋滞緩和対策を充実・強化することが重要となります。

島根県の広域避難計画では、避難ルート付近に支援ポイントを設定することが定められています。島根県が示した「支援ポイントに係る対応方針」に基づき、支援施設の周知方法、食料・飲料水等の供給体制及び対応手順などについて早期に具体化を図る必要があります。さらに、訓練等を通じて支援の実効性を継続的に検証・確認するとともに、支援施設の運営事業者に対して必要な普及・啓発を行うなど、支援施設と認識を共有することが重要です。

以上の項目について、島根県において取り組まれるよう要望します。

13. 文化財行政の推進にかかる財政支援について

【要望事項】

文化財行政の推進にかかる財政支援について、次のとおり要望する。

- (1) 「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づく、市町村や民間所有者からの補助要望について、令和9年度から工事を予定している「国宝松江城天守建造物保存修理事業」を含め、確実に予算措置されるよう要望する。
- (2) 「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」の補助対象に、活用のための整備を含めるなど、平成16年度以前の制度に復旧が図られるよう要望する。

【要望背景】

- (1) 文化財の確実な保存にあたり、島根県は「島根県文化財保存活用大綱」において、「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」との基本理念を定め、国庫補助に伴う協調補助として、「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、文化財所有者ならびに市町村に対して財政支援を行うこととしています。

本市では、重要文化財木幡家住宅、史跡松江藩主松平家墓所に加えて、令和9年度から、国宝松江城天守及び史跡小泉八雲旧居の修理事業を本格的に行うこととしており、事業費の確保が課題となっています。

市町村や民間所有者からの補助要望に対応できるよう予算措置を講じること、地震・雪害など自然災害に伴う年度途中の補助要望についても補正予算により柔軟に対応されることを要望します。

- (2) 平成17年度の「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」の改正により、財政支援の対象が「文化財の保存又は修理」に限定され、「活用のための整備等」が除外されました。重要文化財等の整備や耐震・防火などの防災対策に加えて、必要となる維持管理費についても、近時の物価高騰や人件費上昇による増嵩が顕著です。そのため、文化財所有者から本市に対して、保存管理の経費を捻出するための文化財活用のニーズと、当該活用を支援してほしいとの要望が寄せられています。

また、埋蔵文化財にかかる「松江市内遺跡発掘調査」については、「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」により、平成16年度までは、文化庁所管補助金の交付対象となる出土遺物の保存処理や科学分析にかかる費用を含む経費のすべてが交付対象となっていました。しかしながら、前述の県要綱改正により、個人住宅等の発掘調査業務に限定されたうえ、その補助率が国庫補助事業残額の1/2以内から1/3以内に引き下げられ、本市の財政的負担が大きくなっています。

以上から、「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」を平成16年度以前の制度に復旧するよう要望します。

14. 松江城の世界文化遺産登録に向けた取組みへの協力について

【要望事項】

松江城を含めた国宝5城の天守で構成する「近世城郭の天守群」の世界文化遺産登録に向けた取組みに対する支援と協力を要望する。

【要望背景】

本市は、平成28年5月に「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会」（以下「準備会」という。）に参加し、国宝天守を有する長野県松本市及び愛知県犬山市とともに、世界文化遺産に登録済の姫路城、暫定一覧表に記載中の彦根城を含む国宝5城の天守を「近世城郭の天守群」として世界文化遺産に登録することを目指しています。

準備会では、世界文化遺産に精通した専門家を交えて議論を重ね、その成果をまとめた「近世城郭の天守群」の暫定一覧表への記載に向けた提案書を、これまで3回（令和4年3月、令和6年6月、令和7年10月）にわたり文化庁へ提出しています。

暫定一覧表に記載されて推薦待ちの資産が残り4件となっており、文化審議会世界文化遺産部会では、新たに暫定一覧表に記載することが適当と認められる資産の具体的な検討を行うためのワーキンググループが設置され、暫定一覧表の見直しが行われています。

世界文化遺産の推薦には、都道府県が主体となって国との連絡調整を図る必要があるため、松江城を含む「近世城郭の天守群」の世界文化遺産登録に向けた支援と協力を要望します。

15. 小・中学校等における常勤教職員の確実な配置について

【要望事項】

教員不足が教育現場に深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、その原因分析と教員確保につながる抜本的かつ即効性のある対策を講じることで、常勤教職員を計画的かつ確実に配置することを要望する。

【要望背景】

教職員の確実な定数配置は、児童・生徒の学びの保障、活力ある学校運営、教職員の「働き方改革」を支えるために必要不可欠な基盤であるはずです。しかしながら、本市は、以下の通り危機的な状況に陥っています。

- ・ 欠員及び代替教員の不足：令和 8 年 4 月 1 日現在、教職員数が定数に満たない学校が 4 校（欠員 4 名）存在します。
- ・ 緊急対応非常勤講師への依存拡大：常勤講師が配置できず、緊急対応非常勤講師で凌いでいる学校は 44 校にのぼり、その人数は 102 名（前年度比 11 名増）と急増しています。
- ・ 産休・育休等への対応の限界：令和 8 年 5 月 1 日現在、産・育休の取得者は 45 名（代替の内訳：常勤講師 18 名、非常勤講師 25 名、未配置 2 名）、私傷病による休職等は 2 名（代替の内訳：非常勤講師 1 名、未配置 1 名）となっており、代替の多くを非常勤講師が担っています。今後も、年度途中の欠員発生が見込まれる中、代替教職員の確保は喫緊の課題です。また、主幹教諭代替非常勤講師 6 名についても配置できていない状況です。
- ・ 学校運営への弊害：非常勤講師は勤務時間が限られるため、学級担任や部活動顧問、校務分掌を担うことが困難です。その結果、常勤教職員の業務負担と時間外勤務が増加し、学校現場は疲弊しています。

こうした深刻な課題を解決し現状の改善を図るため、まずは以下の 2 点を確実に実施し、島根県教職員としての仕事の魅力を高められる環境を整備していただくことを要望します。

（1）県独自の処遇改善

奨学金返還支援制度の導入、担任手当の支給、空き家活用による住居提供など、教職員の生活基盤を安定させる施策を実施すること。

（2）給与改善のための国への働きかけと財源の確保

常勤講師や 60 歳以上の教職員が、60 歳未満の正規教職員と同等の重責を担っている実態に鑑み、その職責に見合う給与面の改善を国に求め、財源措置を実現すること。

16. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について

【要望事項】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」は、昭和48年に基本計画路線に位置付けられたものの、半世紀が経過する現在までの間、一切進展を見ていない。

早期の新幹線整備実現に向けて、「中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議」において、①法定調査の早期実施、②整備事業費の地元負担のあり方、③並行在来線への対応、④新幹線整備にかかる予算総枠の拡大などを国に対して求めている。

また、島根県も構成員である「中国横断新幹線整備促進協議会」が主催者として参画している「新幹線基本計画路線全国総決起大会」をはじめ、全国の基本計画路線を有する期成団体と連携して、国への要望活動の強化を図っている。

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備促進に向けて、沿線自治体間の連携がますます重要となる中、島根県におかれては、既存組織である「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、岡山県及び鳥取県との県レベルでの連携強化を図るとともに、基本計画路線を有する全国の期成団体と連携した国への要望活動などを主導していただくことを要望する。

【要望背景】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」は、昭和48年に、全国新幹線鉄道整備法に基づき、閣議決定によって基本計画路線に位置づけられましたが、その後半世紀にわたり具体的な進展がない状況です。

全国的な課題である人口減少・少子高齢化、東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、また、大規模災害におけるリダンダンシー確保の観点から、「地方創生」と「国土強靱化」を強力に推進する必要があるとあり、新幹線ネットワークの整備はそれら課題の解決に向けた有効な手段であると考えています。

こうした中、国は令和8年度予算において、整備新幹線の着実な整備進捗と、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、地域の実情を踏まえ方向性を含めた検討を行うため、幹線鉄道の高機能化の技術的課題整理に要する調査費用を盛り込み、基本計画路線にかかるケーススタディを実施することを初めて示すなど、例年より一歩前進した動きが見られます。

また、今年1月22日には、大分県が発起人となり、全国の基本計画路線を有する団体が一堂に介する「新幹線基本計画路線全国総決起大会」が開催され、本市が会長を務める「中国横断新幹線（伯備新幹線）整備推進会議」が共催者として参画・出席したほか、島根県が構成員となっている「中国横断新幹線整備促進協議会」も主催者として名を連ねておられます。

さらに、5月14日には、同大会で決議された、基本計画路線における早期の法定調査実施と整備計画路線への格上げに向けて、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通副大臣への要望活動を行いました。

こうして全国的な動きを加速させていくのに併せて、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備の促進を図るためには、沿線自治体間の連携強化や住民の機運醸成がますます重要となります。

島根県におかれましては、「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、岡山県及び鳥取県と県レベルでの連携強化を図られること、ならびに、基本計画路線を有する全国の期成団体が有する共通の課題について、国に対する要望活動を主導していただくことを要望します。

17. 中心市街地のまちづくりの推進、大橋川改修及び関連事業について

【要望事項】

1. 中心市街地の再生を図るため、「中心市街地エリアビジョン」に基づき、官民が連携して取り組むにあたり、次のとおり要望する。
 - (1) JR 松江駅周辺のまちづくりに関し、「松江駅前デザイン会議」から提出された「松江駅前デザイン案」の実現に向けた検討においては、県道（都市計画道路）、JR 松江駅前広場（都市施設）を所管する島根県の参画が不可欠であり、引き続きご協力いただくこと。
 - (2) 松江城周辺のまちづくりについて、中核となる「大手前駐車場の交流広場化」の検討にかかる議論の場を設ける際に参画していただくこと。
2. 大橋川の改修及び関連事業の早期完成に向けて、次のとおり要望する。
 - (1) 緊急輸送道路である新大橋については、耐震基準を満たしていないため、早期架け替えに向けた工事を着実に進めるとともに、地域住民や関係者に対して、事業スケジュールや進捗状況に関する情報提供を定期的に行うこと。
 - (2) 市街地の内水対策について、大橋川改修の工程や本市による都市整備事業との整合を図りながら、確実に推進すること。なかでも、四十間堀川放水路の整備は、千鳥南公園再整備事業との調整が必要であり、引き続き適切に連携・協議を行うこと。なお、同放水路整備に伴う、市庁舎解体工事の工期や事業費への影響に対して、必要な支援策を講じること。
 - (3) 大橋川沿岸の水辺の公共空間に関して、中心市街地のまちづくりや賑わい創出に資する「伊勢宮港湾緑地」の利活用について、引き続き協力していただくこと。

【要望背景】

1. 令和 5 年 12 月に本市と松江商工会議所が共同で設置した「松江駅前デザイン会議」から 2 つの「松江駅前デザイン案」が提出されたことを受けて、本市は、2 つのデザインに共通する 4 つの項目（①駅北側への横断歩道の設置、②バスターミナルの拡充、③南側へのタクシー乗降場の集約、④人々が憩い集う駅前広場の設置）について、実現可能性の調査・検討を行い、デザインの完成度を高めることとしています。

4 項目の調査・検討においては、県道（都市計画道路）、JR 松江駅前広場（都市施設）を所管する島根県との連携が不可欠であることから、引き続きのご協力を要望します。

さらに、「中心市街地エリアビジョン」に位置付ける「松江城周辺ゾーン」において、「大手前駐車場の交流広場化」の検討を進めるにあたって、県道（都市計画道路）を所管・整備する島根県との連携が必要であり、議論の場を設ける際には参画いただくよう要望します。

2. 大橋川改修は、本川の改修に加えて、新大橋の架け替えを伴うことなどから、本市中心市街地のまちづくりに関わる一大事業であり、国・県・市の連携が重要となります。

新大橋西側の白潟地区については、市民や観光客が訪れたい魅力あるエリアとすべく、新大橋の架け替えスケジュールに合わせて、令和16年度までを計画期間とする都市再生整備計画を策定し、水辺の賑わい拠点整備、道路の美装化、電線類地中化などに取り組んでいます。

新大橋の架け替え工事は、地域住民の生活のみならず、令和11年度に開催されるホーランエンヤにも大きな影響を与えるため、地域住民や関係者への定期的な情報提供が求められます。

四十間堀川放水路整備は、市街地の内水対策として効果的であり、早期の完成が望まれます。一方で、近隣の千鳥南公園について、市民の利用しやすい公園とするための再整備を進めており、同放水路整備にあたっては、同公園整備と緊密に連携・調整を図る必要があります。さらに、放水路整備事業の一部は、市庁舎解体工事と区域・工期が重なっており、その計画見直しに伴う工事費や工期の変更への対応についても、島根県の支援・協力が不可欠です。

県有地である「伊勢宮港湾緑地」については、昨年4月に民間事業者による水辺利用イベントが企画され、さらに、10月にも別の民間事業者によって水辺利用イベントが開催されたところです。当該地は、後背地の繁華街との連携による賑わい創出が期待できるエリアであり、中心市街地の活性化のためにも民間事業者の意向に沿った柔軟な利活用ができるよう、占用基準の緩和などを通じた支援・協力をいただくよう要望します。

18. 高速道路網の早期整備について

【要望事項】

1. 山陰道の早期全線開通に向けた予算確保と財源措置が確実になされるよう、国に求めることを要望する。
2. 高速道路の暫定 2 車線区間について、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置付けられた 4 車線化優先整備区間のうち、すでに事業化された松江玉造 IC～宍道 JCT 間の一部約 3km の早期完成と未事業化区間の早期事業化を、県においても、国等に求めるよう要望する。また、同区間におけるトンネル及び長大橋区間について、区画柵の設置及び効果検証を早急に進めることも、国等に求めるよう要望する。
3. 高規格道路「境港出雲道路」は、「中海・宍道湖 8 の字ルート」の一部を構成し、圏域の産業振興に寄与するだけでなく、半島部における地震災害等の際の避難路・緊急輸送路となる重要な路線である。全線の早期整備に向け、現在未着手となっている区間について、国の直轄事業として整備されるよう、国に対して積極的に働きかけることを要望する。また、「一般国道 431 号 松江北道路」事業については、早期完成に向けて十分な予算を確保し、より一層推進するよう要望する。

【要望背景】

1. 山陰道は、中国横断自動車道（広島浜田線、尾道松江線、岡山米子線、姫路鳥取線）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道との接続によって、高速道路ネットワークを構成しており、圏域を越えた連携・交流による産業・観光の振興など、活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として必要不可欠な路線となっています。
2. 山陰道の大部分を占める暫定 2 車線区間については、対面通行によって安全性が低下し、事故発生時や大雪時には渋滞・通行止めが発生しやすいなど、本来高速道路が有する安全性・信頼性に課題があることから、4 車線化の優先整備区間について早期の事業化・整備が求められます。まずは、すでに事業化されている、松江玉造 IC～宍道 JCT 間の一部約 3km の早期完成と、未事業化区間にかかる早期事業化について、本市と足並みを揃えて、県からも国等に対して求めていただきますよう要望します。
また、同区間における安全・安心を確保するための緊急措置として設置されたワイヤーロープなどの有効な対策に関して、トンネル及び長大橋区間についても、区画柵の設置とその効果検証を早急に進め、早期に必要な安全対策を講じていただくべく、国等に対して求めることを要望します。
3. 「境港出雲道路」は、「中海・宍道湖 8 の字ルート」の一部を構成し、広域観光・企業活動のための基幹ルートとなり、地域振興や経済の活性化に大きく寄与する高規格道路ネットワークとして期待されています。

一方で、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震により、道路・橋梁・法面などのインフラが甚大な被害を受けて孤立地区が発生し、復旧活動にも支障が生じたことに加えて、令和 8 年 1 月には島根県東部を震源とする地震が発生し、本市でも最大震度 5

強を観測したことを踏まえて、半島部における災害時の広域的な避難路・緊急輸送路として、高規格道路整備の必要性が再認識されました。

また、「境港出雲道路」の一部であり、島根県が事業主体として進めている「一般国道 431 号松江北道路」については、本市市街地の渋滞緩和、山陰道へのアクセス向上、災害時の避難円滑化などに資することが期待され、早期の完成が望まれます。よって、県において十分に予算を確保していただき、速やかに事業を推進されることを要望します。

19. 都市基盤整備及び農林水産基盤整備にかかる重要施策について

【要望事項】

市民が安心して安全に生活できる、持続可能なまちづくりを推進するため、別冊に掲げる「土木・農林水産ハード関連施策」について、その実行に向けた支援を要望する。

【要望背景】

1. 令和6年1月に発生した能登半島地震は、道路・橋梁・法面などのインフラに甚大な被害をもたらし、孤立地区が発生したり円滑な復旧活動に支障が出るなど深刻な影響が生じました。また、令和8年1月には島根県東部を震源とする地震が発生し、本市においても最大震度5強を観測するなど、大規模地震に備えたインフラ強化の必要性が再認識されたところです。

さらに本市では、令和8年2月の大雪により道路が通行不能となる雪害が発生し、降雪への対策も急務となっています。

地震・風水害に加え、雪害による交通寸断リスクを抱える中で、災害発生時に避難路・緊急輸送路となる幹線道路網の整備や橋りょうの耐震化を適切に実施し、確実に通行できる道路機能を維持・強化することが求められます。

特に、能登半島と類似した地形を有する本市において、道路の防災・減災対策の重要性が改めて認識されており、県におかれては、地域住民の安心・安全の確保に向けて支援いただきますよう要望します。

また、全国各地で記録的な豪雨が発生し、住宅の浸水や土砂災害など深刻な被害が生じているところ、本市においても、令和3年7月・8月及び令和6年7月の集中豪雨によって住宅や法面に被害が及んでいることから、治水・治山・土砂災害対策などをより一層推進・支援していただきますよう要望します。

2. 本市において、水田、畑、山、湖、海などの自然環境は、安心できる安全な食料を供給してくれるのみならず、洪水調整、土砂の流出防止、水源の涵養など多面的機能を有しており、気候変動により自然災害が頻発する中で、その機能維持が重要な課題となっています。

私たちの市民生活に憩いや癒しを与えてくれる豊かな自然と、その恵みである農林水産物、そしてそれらを育む農山漁村地域を守るため、農林水産関連施設の整備・維持・強化を支援していただきますよう要望します。

以 上

